4　免除
清算株式会社は、各協定債権者に対して前項に定める弁済をしたときは、弁済額を超える協定債権の残額全部について免除を受ける。
5　追加弁済
第３項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別表「協定債権一覧表」の「弁済基準額」欄記載の債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、第４項の規定に基づく残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第３　通則
1　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
2　端数の処理
弁済額の計算において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第４　補足説明
第２の第３項記載の弁済原資は、清算株式会社の関係会社である株式会社シービコーポレーション（以下「関係会社」という。）の特別清算手続（大阪地方裁判所平成28年（ヒ）第3021号）において確定した協定案に基づき弁済を受ける予定の金員であるから、清算株式会社は、関係会社の協定案が可決若しくは認可されない場合又は可決及び認可されても確定しない場合は、本協定案が可決しても履行ができず、破産に移行することとなる。
（別表省略）
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（ヒ）第３０２１号
大阪市中央区備後町３丁目５－４
清算株式会社　株式会社シービコーポレーション
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　協定債権
清算株式会社に対して協定債権を有する債権者（以下「協定債権者」という。）とその有する協定債権の内容は、別表「協定債権一覧表」の「債権者名」及び「協定債権額」欄記載のとおりである。
第２　弁済及び免除
1　基準日
協定素案を調査委員に提出した日の前日である平成28年12月20日を基準日とする。
2　弁済基準額
協定債権の元本額および基準日までの損害金の合計額を弁済基準額とする。各協定債権者の弁済基準額は、別表「協定債権一覧表」の「弁済基準額」欄記載のとおりである。
3　弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、弁済基準額のうち金10万円以下の部分につきその全額と、10万円を超える部分につき15.795％の割合の金員の合計額を、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
各協定債権者に対する具体的な弁済額は、別表「協定債権一覧表」の「弁済額」欄記載のとおりである。
4　免除
清算株式会社は、各協定債権者に対して前項に定める弁済をしたときは、弁済額を超える協定債権の残額全部について免除を受ける。
5　追加弁済
第３項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別表「協定債権一覧表」の「弁済基準額」欄記載の債権額から10万円を控除した金額の割合に応じて弁済する。この場合において、第４項の規定に基づく残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第３　通則
1　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
2　端数の処理
弁済額の計算において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
3　協定債権の一部が譲渡又は移転した場合の取扱
協定債権者が、協定債権の一部を譲渡又は移転した旨の通知を平成28年12月20日以降に清算株式会社にした場合、第２の第３項にかかわらず、各協定債権者に対する具体的な弁済額は、譲渡又は移転の通知「前」の協定債権にかかる弁済基準額を基準に計算した弁済額を、譲渡又は移転の通知「後」の各協定債権者の債権額に按分して定めるものとする。
（別表省略）
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２９年（再）第２号
福岡県福津市日蒔野１丁目２番地の６　ブリーズマンション福間403号
再生債務者　大原　郁一
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年４月７日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年５月12日から平成29年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第２号
和歌山県有田郡有田川町大字上六川542番地（開始決定時の本店所在地）和歌山市紀三井寺800番地
再生債務者　南海観光開発株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成29年２月27日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第６号
千葉県成田市美郷台２丁目25番地１（フロイデ・成田1002号）
再生債務者　塚田　　優
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月４日から平成29年４月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（再イ）第５号
岐阜市本荘中ノ町９丁目29番地
再生債務者　長屋　和幸
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月４日から平成29年４月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（再イ）第１１号
札幌市中央区南12条西13丁目２番36号　サーラ山鼻601号
再生債務者　小笠原彩乃
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月22日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月５日から平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第３８号
札幌市豊平区平岸３条17丁目２番１号　美光Ａ－202号
再生債務者　綿谷　貴寛
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月22日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月５日から平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第３号
北海道小樽市新光町227番地133
再生債務者　竹村　道彦
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月22日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月５日から平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部